

第3期 内灘町地球温暖化対策実行計画
(事務事業編)

令和4年3月 策定
令和5年10月 一部改定

石川県 内灘町

■目次

1. 背景	2
2. 基本的事項	3
(1) 目的	
(2) 対象とする範囲	
(3) 対象とする温室効果ガス	
(4) 計画期間	
(5) 上位計画及び関連計画との位置付け	
3. 温室効果ガスの排出状況	5
(1) 「温室効果ガス総排出量」	
4. 温室効果ガスの排出削減目標	7
(1) 目標設定の考え方	
(2) 温室効果ガスの削減目標	
5. 目標達成に向けた取組	8
(1) 取組の基本方針	
(2) 具体的な取組内容	
6. 進捗管理体制と進捗状況の公表	10
(1) 推進体制	
(2) 点検・評価・見直し体制	
(3) 進捗状況の公表	

1. 背景

地球温暖化は、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、我が国においても異常気象による被害の増加、農作物や生態系への影響等が予測されています。地球温暖化の主因は人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされており、低炭素社会の実現に向けた取組が求められています。

国際的な動きとしては、2015年12月に、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）がフランス・パリにおいて開催され、新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。これにより、世界の平均気温の上昇を産業革命から2.0℃以内にとどめるべく、すべての国々が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組みが構築されました。

我が国では、1998年に地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）（以下「地球温暖化対策推進法」という。）が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが定められました。同法により、すべての市町村が、地方公共団体実行計画を策定し、温室効果ガス削減のための措置等に取り組むよう義務づけられています。

2016年には、地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）が閣議決定され、我が国の中期目標として、我が国の温室効果ガス排出量を2030年度に2013年度比で26.0%減とすることが掲げられました。

その後、2021年には、地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）（以下「地球温暖化対策計画」という。）が改定され、我が国の温室効果ガス排出量を2030年度に2013年度比で46.0%削減することを目指すこと、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けることが掲げられました。同計画においても、地方公共団体には、その基本的な役割として、地方公共団体実行計画を策定し実施するよう求められています。

内灘町においては、平成21年に「内灘町地球温暖化対策実行計画」を策定し、温室効果ガスの削減に取り組んできました。令和2年度末に、「第2期内灘町地球温暖化対策実行計画」の計画期間が終了したことから、「第3期内灘町地球温暖化対策実行計画」を策定し、引き続き地球温暖化の防止に向けた取組を推進します。

2. 基本的事項

(1) 目的

内灘町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「内灘町事務事業編」といいます。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」といいます。）第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、内灘町が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

(2) 対象とする範囲

内灘町事務事業編の対象範囲は、内灘町の全ての事務・事業とします。

ただし、本町から外部への委託（指定管理者により管理をしている施設を含む）により実施している事務・事業については対象外としますが、受託者等に対して温室効果ガス排出量削減について取り組むよう要請するものとします。

対象範囲の詳細は参考資料を参照してください。

なお、第2期計画では、公共施設から出る一般廃棄物量の焼却に係る二酸化炭素排出量について、総量に含めていましたが、第3期計画では算定の対象外とします。

（※以降で記載する以前の二酸化炭素排出量については、上記をふまえて再計算しています。）

(3) 対象とする温室効果ガス

対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲げる7種類の物質のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO₂）のみとします。

(4) 計画期間

2021年度から2030年度末までを計画期間とします。また、計画開始から5年後の2025年度に、必要に応じて計画の見直しを行います。

項目	年度									
	2013	…	2021	2022	2023	2024	2025	…	2030	
期間中の事項	基準 年度		計画 開始				計画 見直し		目標 年度	
計画期間			→							

図1 計画期間のイメージ

(5) 上位計画及び関連計画との位置付け

内灘町事務事業編は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項に基づく地方公共団体実行計画として策定します。また、地球温暖化対策計画及び内灘町総合計画に即して策定します。

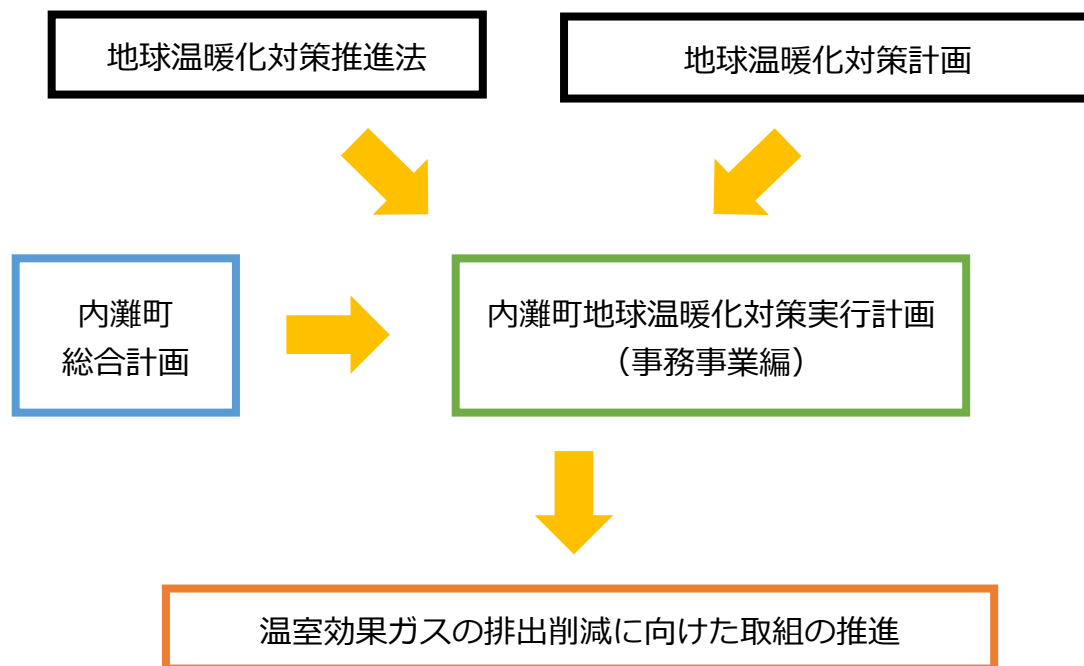


図 2 内灘町事務事業編の位置付け

3. 温室効果ガスの排出状況

(1) 「温室効果ガス総排出量」

内灘町の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、基準年度である2013年度において、2,378t-CO₂となっています。

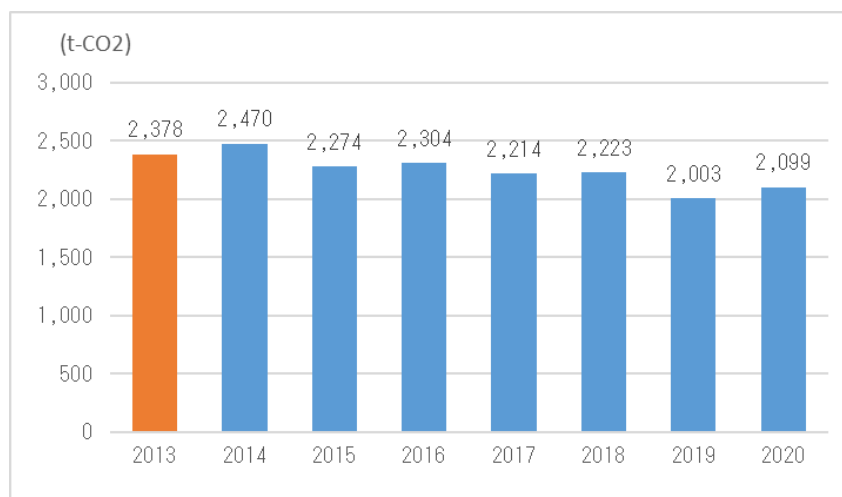


図 3 内灘町の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」の推移

施設別では、小中学校が全体の51%を占め、次いで町役場庁舎25%、文化会館8%、保育所等4%等となっています。

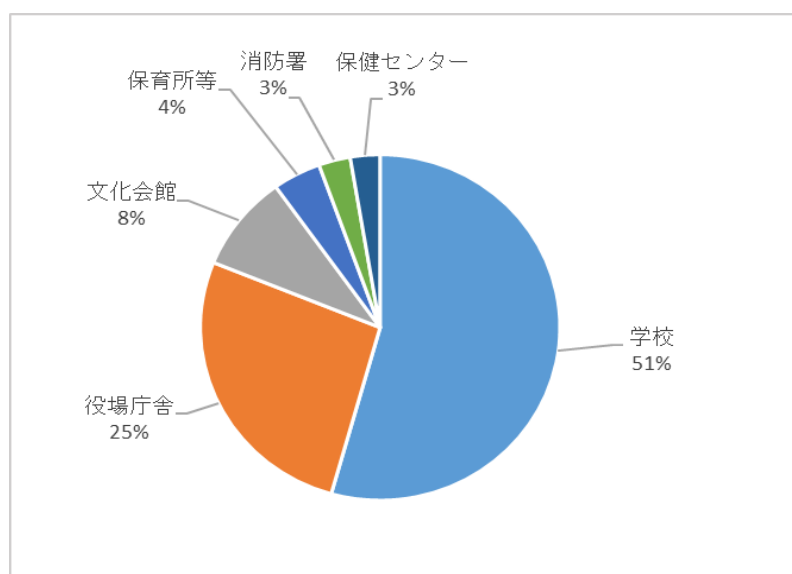


図 4 施設別の「温室効果ガス排出量」の割合 (2013年度)

また、排出構成別では、電気が全体の68.4%を占め、次いで重油25.8%、灯油2.5%、ガソリン1.6%となっています。

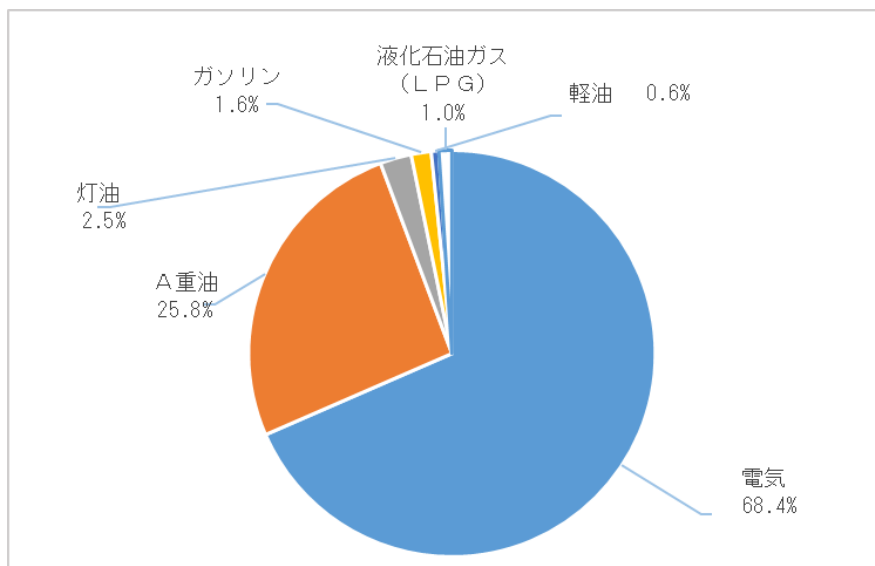


図 5 排出構成別の「温室効果ガス総排出量」の割合 (2013 年度)

4. 温室効果ガスの排出削減目標

(1) 目標設定の考え方

地球温暖化対策計画等を踏まえて、内灘町の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

(2) 温室効果ガスの削減目標

目標年度（2030年度）に、基準年度（2013年度）比で46%削減することを目標とします。

表 1 温室効果ガスの削減目標

項目	基準年度（2013年度）	目標年度（2030年度）
温室効果ガスの排出量	2,378t-CO ₂	1,284t-CO ₂
削減率	-	46%

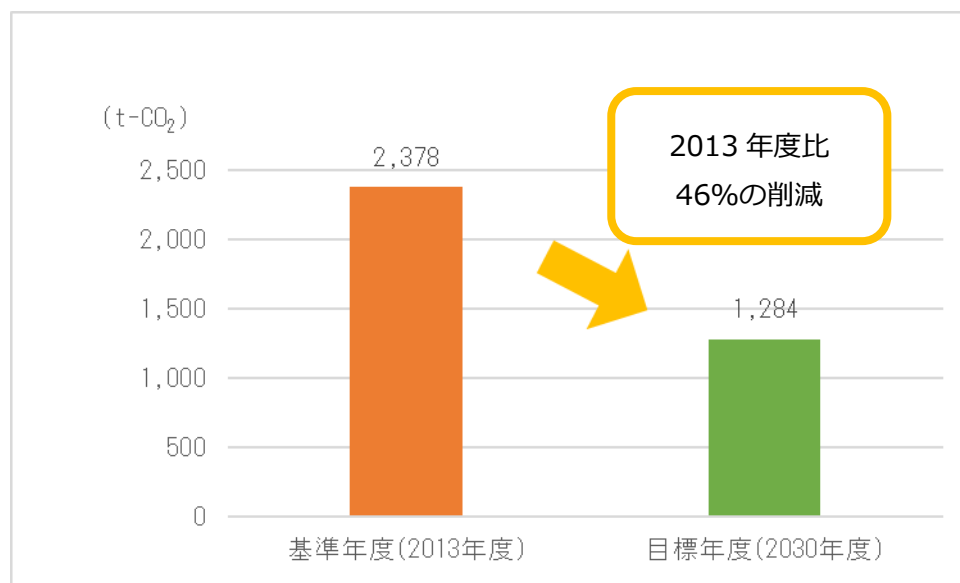


図 6 温室効果ガスの削減目標

5. 目標達成に向けた取組

(1) 取組の基本方針

温室効果ガスの排出要因である、電気使用量と灯油・重油・ガソリンなどの燃料使用量の削減に重点的に取り組めます。

(2) 具体的な取組内容

① 省エネルギー化の推進

現在保有している施設設備等の運用方法を見直し、省エネルギー化を推進します。

- 使用しない執務室の冷暖房等は必ず消します。
- 空調機器のフィルター類のこまめな清掃を実施し送風効率を向上させます。
- 使用していないエリアや会議室の消灯を徹底します。
- 冷暖房の効果を高めるため、カーテンやブラインド等を有効に利用します。
- 公共施設の照明については、LED 照明や高効率照明、人感センサー等の導入を推進します。

② 施設設備等の更新

新たに施設設備を導入する際や現在保有している施設設備等を更新する際には、エネルギー効率の高い施設設備等を導入することで省エネルギー化を推進します。

- 高効率ヒートポンプなど省エネルギー型の空調設備への更新を進めます。
- 街路灯・防犯灯の LED 化を進めます。
- 公用車の電気自動車等への更新を進めます。

③ グリーン購入の推進・廃棄物の減量

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」に基づく取組を推進し、省資源・省エネルギー化に努めます。

- グリーン購入基準に基づいた物品の調達を進めます。
- 用紙の節減（節水、ごみの減量）に取り組めます。
- 使い捨て製品の使用を抑制し、リサイクルに努めます。
- イベント時の廃棄物の発生抑制に努め、参加者へごみの分別について啓発します。

④ 再生可能エネルギーの導入

太陽光発電やバイオマスエネルギー等の再生可能エネルギーを積極的に導入し、温室効果ガスの排出量を削減します。

- 公共施設に太陽光発電設備の導入を検討します。
- 再生電力の調達を検討し、再生エネルギー由来電力の利用を推進します。

⑤ 職員の日常の取組

職員への意識啓発を進め、省エネルギー・節電等の取組を定着させます。

- 地球温暖化対策推進のため職員への意識啓発に取り組みます。
- 庁内掲示板、電子決裁、電子メールの利用等によるペーパーレス化を進めます。
- 会議資料等の電子媒体による共有化を図ります。
- オンライン申請、電子決済サービス等の導入を検討し、事務の効率化を図ります。
- 不要な照明を消灯し、電気製品はこまめに電源を消します。
- 空調は運転時間や適正な設定温度を心掛けます。
- 荷物の運搬等必要な場合を除き、エレベーターの使用を抑制します。
- 移動の際には、公共交通機関を積極的に利用します。また、公用車の運転に際してはエコドライブを実践します。

6. 進捗管理体制と進捗状況の公表

(1) 推進体制

内灘町事務事業編を推進するために、町長を地球温暖化防止管理統括者とします。また、各課及び各施設に「地球温暖化対策推進責任者」を1名配置し、取組を着実に推進します。

① 内灘町地球温暖化対策庁内委員会

事務局を所管する担当部長を委員長とし、各課及び各施設の地球温暖化対策推進責任者（各課長等）で構成します。内灘町事務事業編の推進状況の報告を受け、取組方針の指示、事務事業編の改定・見直しに関する協議・決定を行います。

見直し予定時期（2025年度）に改定要否の検討を行い、必要がある場合には、2025年度に内灘町事務事業編の改定を行います。

② 地球温暖化対策推進責任者

各課及び各施設に1名配置します。基本的に、各課及び各施設の長を責任者とします。

③ 地球温暖化対策推進員

各課及び各施設に1名配置します。各課及び各施設において取組を推進し、月単位の電気及び燃料使用量等について年1回事務局に報告します。

④ 事務局

事務局は住民課内に設置します。また、各課及び各施設の実績を把握するとともに、計画の進捗状況を報告します。

① 点検・評価・見直し体制

内灘町事務事業編は、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。また、毎年を取組に対するPDCAを繰り返すとともに、内灘町事務事業編の見直しに向けたPDCAを推進します。

内灘町事務事業編の進捗状況は、推進員が事務局に対して定期的に報告を行います。事務局は、報告内容に基づき各課及び各施設へのヒアリングを実施します。その結果を整理して、毎年1回進捗状況の点検・評価を行います。

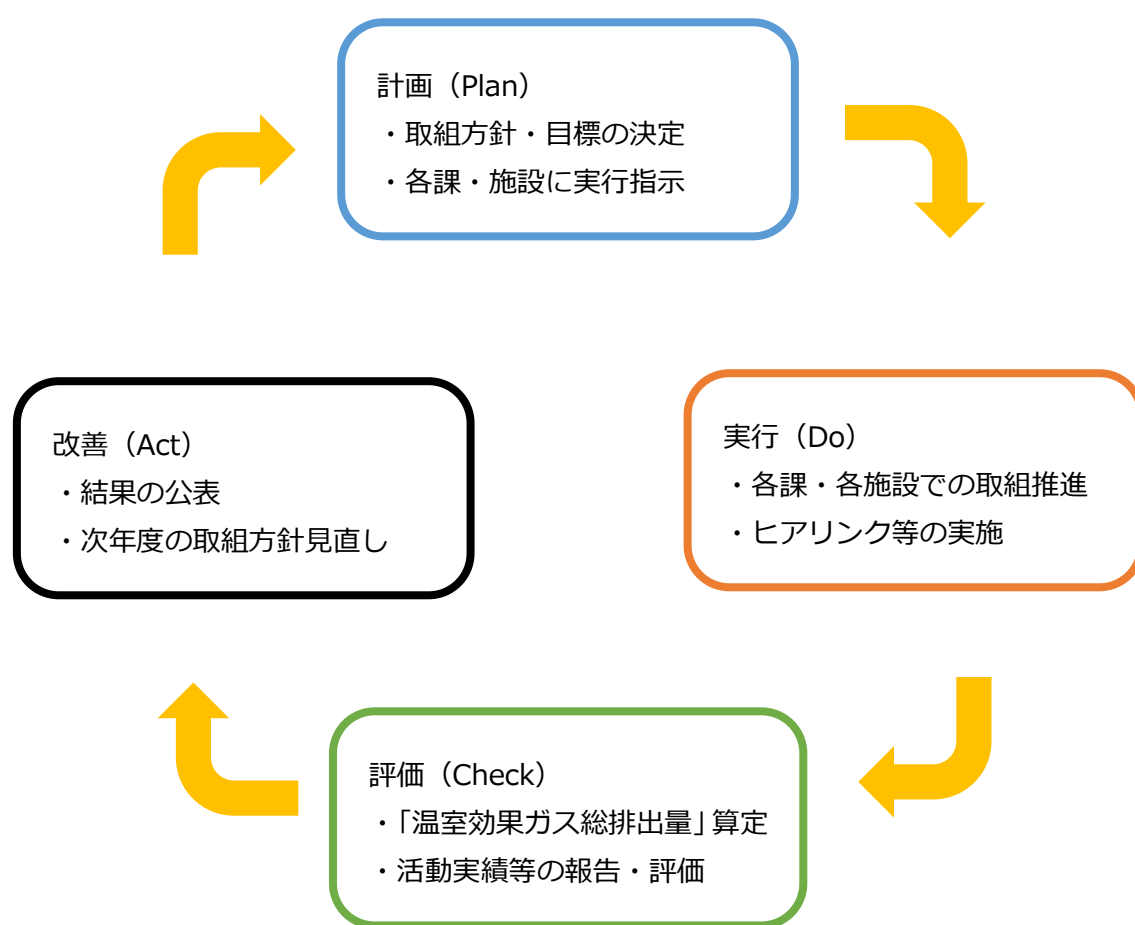


図 7 毎年のPDCAイメージ

② 進捗状況の公表

内灘町事務事業編の進捗状況は、内灘町のホームページで毎年公表します。

■ 参考資料

参考 1 対象施設

管理担当課	施設数	施設名
総務課	1	役場庁舎
学校教育課	7	小学校（6）、中学校（1）（給食センターを含む）
消防署	1	消防署
保険年金課	1	保健センター
文化スポーツ課	4	文化会館、総合体育館（武道館を含む）、 総合公園テニスコート・野球場、 勤労者体育センター、 サイクリングターミナル、屋内温水プール、 サッカー競技場、屋内多目的広場、 自転車競技場、歴史民俗資料館
子育て支援課	9	町立保育所（2）、子育て支援センター 学童保育クラブ(6)
上下水道課		浄化センター、大根布ポンプ場、内灘ポンプ場、 鶴ヶ丘排水機場、鶴ヶ丘浄水場、向陽台浄水場、 宮坂第2ポンプ場
都市建設課		蓮湖渚公園、総合公園、ハマナス恐竜公園 内灘大橋ライトアップ、
地域産業振興課		内灘揚水機場、内灘加圧揚水機場、
福祉課		展望温泉ほのぼの湯（防災コミュニティセンター）
住民課		風力発電所、源泉ポンプ、電気自動車急速充電器

※網掛けは、エネルギー使用量等について集計するが、二酸化炭素総排出量には含めない。

参考 2 二酸化炭素排出量の算定方法

二酸化炭素の排出量は、「活動量」（電気、ガスの使用量など）に排出係数を乗じて求めます。

$$\text{二酸化炭素排出量} = \text{活動量} \times \text{排出係数}$$

- ・ 第 3 期計画における変更点

	第 3 期計画	第 2 期計画
電力排出係数	N 年度実績の算定は N 年度の電力排出係数を使用	N 年度実績の算定は N-1 年度の電力排出係数を使用
廃棄物の焼却	対象外	対象

二酸化炭素排出係数

排出活動	エネルギーの種類	排出係数	単位
	ガソリン	2.322	kg-CO ₂ /L
	灯油	2.489	kg-CO ₂ /L
	軽油	2.585	kg-CO ₂ /L
	A 重油	2.710	kg-CO ₂ /L
	液化石油ガス(LPG)	6.21 [※]	kg-CO ₂ /m ³
	昼間買電	(株)北陸電力の年度 ごとの排出係数	kg-CO ₂ /kWh

※LPG 重量(kg)の排出係数 3.00 kg-CO₂/kg

$$\text{LPG 重量(kg)} = \text{LPG 体積(m}^3\text{)} \times 2.07 \text{ (kg/m}^3\text{)}$$

※LPG の使用量を気体 (m³) として把握している場合は、供給元から気体の密度 (kg/m³) の提供を受けて重量に換算を行う。なお、気体の密度が不明の場合には1m³=2.07kg とし
て換算することができる。

エネルギー使用量

$$\text{エネルギー使用量 (MJ)} = \text{エネルギー使用量} \times \text{換算係数}^{\ast}$$

※ エネルギー別の換算係数は以下の表のとおり

エネルギー別換算係数

エネルギーの種類	単位	換算係数	単位発熱量の単位
ガソリン	kL	34.6	MJ/L
灯油	kL	36.7	MJ/L
軽油	kL	37.7	MJ/L
A 重油	kL	39.1	MJ/L
液化石油ガス(LPG)	kg	50.8	MJ/kg
昼間買電	kWh	9.97	MJ/kWh